

# 監査報告書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査グループその他の使用人等と意思疎通を図り、また、監督官庁との意見交換の機会も設けて、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び大阪支店、シンガポール支店並びに2海外事務所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従って会社の状況を正しく示しているものと認めます。なお、事業報告等において、当社が気候変動問題への対応に基づくエネルギー転換やESG課題への取組、地政学的リスクの変化への対応などの当社を取り巻く環境変化を的確に認識し、「課題への対処」に記載された中期経営計画の着実な実現に向けた諸施策を実行していることが適切に示されていると判断します。今後も引き続き中期経営計画の実現の進捗状況を監査してまいります。また、事業報告等で示された統計データを含む各種数値についても適正に取りまとめられていると認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。統合的リスク管理の分析手法は着実に深化しており、特に、地政学的リスクの増加を反映したリバースストレステストの実施とこれに関する取締役会レベルで論議が行われたことは適切だったと評価しています。今後も経営レベルで個別案件及びリスクポートフォリオ全体の双方の面で十分な審議が尽くされるよう促してまいります。また、業務部が主導する業務適正化・効率化を目指した各種施策の今後の進展を注視してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月26日

株式会社日本貿易保険 監査役会

常勤監査役

中村恵司



社外監査役

松井智子



社外監査役

武井洋一

